

## 報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定

平成23年2月22日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

国における事務手続の遅延により、農作物共済に係る加入者負担共済掛金の額の確定が著しく困難であることから、やむを得ず当該共済掛金の納期限を延長するため、三田市農業共済条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成23年1月27日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

国における事務手続の遅延により、農作物共済に係る加入者負担共済掛金の額の確定が著しく困難であることから、やむを得ず当該共済掛金の納期限を延長するため、三田市農業共済条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第 1 号

### 三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、同項各号に掲げる期日を 30 日間延長することができる。

付 則

この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。